

議第 17 号

可茂消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について  
可茂消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 28 年 12 月 27 日提出

可茂消防事務組合管理者職務代理者  
可茂消防事務組合  
副管理者 富田 成輝

記

可茂消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例  
可茂消防事務組合火災予防条例（昭和 45 年可茂消防事務組合条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 48 条」を「第 49 条」に、「(第 49 条・第 50 条)」を「(第 50 条・第 51 条)」に改める。

第 7 章中第 50 条を第 51 条とし、第 49 条を第 50 条とする。

第 6 章中第 48 条を第 49 条とし、第 47 条の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第 48 条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法若しくは令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並び

に公表の手續は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第48条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

新旧対照表

可茂消防事務組合火災予防条例（昭和45年可茂消防事務組合条例第18号）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第6章 雑則（第43条—<u>第49条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第50条</u>・<u>第51条</u>）</p> <p>（タンクの水張検査等）</p> <p>第47条 （略）</p> <p><u>（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）</u></p> <p><u>第48条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法若しくは令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第49条</u> （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第50条 （略）</p> <p><u>第51条</u> （略）</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第48条の規定は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第6章 雑則（第43条—<u>第48条</u>）</p> <p>第7章 罰則（<u>第49条</u>・<u>第50条</u>）</p> <p>（タンクの水張検査等）</p> <p>第47条 （略）</p> <p>（委任）</p> <p><u>第48条</u> （略）</p> <p>（罰則）</p> <p>第49条 （略）</p> <p><u>第50条</u> （略）</p>